

○ CCC認証から除外される品目、および自己宣言方式が適用される品目がさらに追加されました。

市場監督管理総局(SAMR)は、2019年10月17日付の2019年第44号公告で、CCC認証範囲から除外される品目と、自己宣言方式が適用される品目のさらなる追加等を発表しています。

今回CCCから除外された品目のうち、2018年第29号聯合公告で電気溶接機6品目、自動車部品2品目：「自動車用内装品」、「自動車用ドアロック及びヒンジ」、および2018年第29号聯合公告で音響映像機器1品目：「各種放送バンドの受信機、ラジオ」が自己宣言品目に指定されていましたが、今回これらはCCC自己宣言からCCC除外品目に移行されました。主な内容は以下の通り。

1. 一部の製品をCCC強制品目から除外する。

- ・電線・ケーブル類：1品目、電動工具類：3品目、電気溶接機類：7品目、音響映像機器類：2品目、自動車及び安全付属部品：2品目、電気通信端末機器：2品目等、計18品目（詳細は付属文書1を参照）
- ・上記製品は2019年10月17日以降、CCC認証を実施しない。
- ・取得済の上記品目のCCC認証は、今後取り消しが行われる。
- ・希望により、任意認証への転換が可能。

2. 一部の製品に自己宣言評価方式を追加する

- ・自己宣言プロセス A：型式試験所をメーカーが選択可能。第三者試験所には認定資格要件がある。
 - － 電動工具類：3品目
 - ・自己宣言プロセス B：型式試験の試験所は、CCC 指定試験所に限定する。
 - － 回路スイッチ及び保護用または接続用電気器具装置類：2品目、低圧電気器具類：8品目、自動車及び安全付属部品：3品目、安全ガラス：1品目、
- ※付属文書2のリストでは、今回新たに自己宣言に移行された品目だけでなく、2018年発表の品目や、自己宣言移行後にCCC対象外となった品目が除外されており、現時点の最新自己宣言品目リストとして再構成されています。

3. 自己宣言対象製品に対して、メーカー希望による CCC 認証取得は不可となる。

2018 年第 11 号聯合公告では、「自己宣言対象に指定された品目は、従来の認証機関による認証方式と、自己宣言方式のいずれかを選択可能。」とされていたが、今回の公告により、自己宣言対象製品に対して、メーカー希望による CCC 認証取得は不可となることが規定された。

自己宣言対象製品に対して：

- ①2019 年 12 月 31 日まで：認証機関経由の CCC 認証取得が可能。
- ②2020 年 1 月 1 日より：自己宣言方式のみ選択可能。認証機関経由の CCC 認証取得は不可。
- ③2020 年 10 月 31 日まで：認証機関経由で CCC 認証取得済の全ての自己宣言対象製品は、自己宣言方式の手続きを行い、CCC 認証書を取り下げなければならない。
- ④2020 年 11 月 1 日：認証機関は、全ての自己宣言対象製品の CCC 認証を取り消す。

4. 電気通信端末機器の適用規格一部削除

電話モジュージャックへの雷サージ規格 YD / T993 を CCC 適用規格から削除する。

※自己宣言に関するこれまでの公告内容や、自己宣言の運用の詳細については以下をご参照ください。

・2018年第11号聯合公告：

https://japan.ul.com/wp-content/uploads/sites/27/2018/07/2_SAMR-CNCA20180611_CCC.pdf

・2018年第29号聯合公告：

https://japan.ul.com/wp-content/uploads/sites/27/2018/12/2_SAMR-CNCA20181214.pdf

※ 下記は、UL Japanの参考和訳です。原文と内容が相違する場合は原文が優先されます。

索引番号：2019-1571296947171
文書番号：2019 年第 44 号
作成日：2019 年 10 月 16 日

科目分類：公示公告
所属機構：認証監督管理司
発布日：2019 年 10 月 17 日

強制性製品認証品目リストと実施要求の調整と改善に関する市場監督管理総局公告

中央経済作業会議を確実に実施するため、《品質認証体系の構築と総合的品質管理の推進に関する国务院意見》（国発 [2018] 3 号）および、全国的に「放管服」の改革を深め、ビジネス環境のビデオ会議通話の精神を最適化し、政府機能の変革を促進し、資源配分における市場の決定的な役割を最大限に活用し、市場責任を強化し、制度における取引費用をさらに削減し、強制性製品認証の重要な属性である「安全性の保障」を強調し、必要性和最小化の原則に従って、ここに強制性製品認証品目リストと実施要件に対して以下の調整を行う。

一、強制性製品認証品目リストの調整

本公告の発布日から、18 種類の製品（付属文書 1 参照）に対して強制性製品認証管理を今後実施しない。関連する指定認証機関は、発行済の強制製品認証書を取り消さなければならず、企業の希望に応じて任意製品認証に変更することができる。CNCA は、関連する認証機関および試験所の関連する強制製品認証で指定された事業範囲を取り消す。

二、自己宣言評価方法の実施範囲拡大

17 種類の強制性製品認証品目リスト（付属文書 2、備考「追加」製品を参照）の製品は、第三者認証方法から自己宣言評価方式へ調整する。

三、強制性製品認証の実施要求の調整

強制製品認証自己宣言評価方式を適用する製品は、自己宣言評価方式のみを採用でき、強制製品認証書は今後発行しない。企業は、《強制製品認証自己宣言実施規則》に従って自己評価を完了し、「自己宣言適合性情報報告システム」（<http://sdcc.cnca.cn>）で製品適合性情報を提出しなければならず、強制性製品認証マークを適用した後にはのみ、他の事業活動で出荷、販売、輸入、または使用することができる。製品適合情報が正常に送信されると、システムは強制性製品認証書として「強制性認証製品適合性自己宣言」（様式は付属文書 3 を参照）を生成し、その後の監督管理要求は同じである。

《強制性認証品目リスト及び実施方式の改革と調整に関する市場監督管理総局と CNCA の公告》（2018 年第 11 号公告）、《強制性認証品目リスト及び実施方式の改革と調整の更なる実施に関する市場監督管理総局と CNCA の公告》（2018 年第 29 号公告）および本公告で発布された自己宣言評価方式の製品（製品概要のリストは付属文書 2 を参照）に対し、2019 年 12 月 31 日までは、企業は自主的に第三者認証方式または自己宣言評価方式を選択できるが、企業が自己宣言評価方法を採用することを奨励する。：2020 年 1 月 1 日より、自己宣言評価方式のみを採用でき、強制性製品認証書は今後発行しない。：2020 年 10 月 31 日まで、強制性製品認証書を保持している企業は、上述の自己宣言評価方式の実施要求に従って転換を完了し、対応する強制性製品認証書の取り消しの手続きを速やかに行わなければならない。：2020 年 11 月 1 日に、指定認証機関は、自己申告評価方式の対象となる製品の全ての強制性製品認証書を取り消し、企業の希望に応じて任意製品認証書に転換できる。：CNCA は、関連する認証機関の指定業務範囲を取り消す。

四、電気通信端末機器の強制性認証実施要求の調整

本公告の発布日より、YD / T993《電気通信端末機器の雷サージ保護技術要求および試験方法》は、強制性製品認証の適用規格として今後使用されない。

付属文書：1. 強制性製品認証管理を今後実施しない製品のリスト

2. 強制性製品認証自己宣言評価方式を適用する品目リスト

3. 強制性認証製品適合性自己宣言様式

市場監督管理総局
2019年10月16日

※訳注：「放管服」とは、「簡政放權、加強監管、優化服務」の略。2013年より提唱されている国家政策で、行政の市場干渉や審査業務を減らし市場原理による発展促進を図るもの。

記事原文はこちら（言語: 中国語）

SAMRホームページ http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201910/t20191017_307433.html

※ 下記は、UL Japanの参考和訳です。原文と内容が相違する場合は原文が優先されます。

付属文書 1：強制性製品認証管理を今後実施しない製品のリスト

番号	製品名称	
	製品カテゴリー	製品の種類とコード
1	電線・ケーブル	交流定格電圧 3kV 以下の鉄道機関車車両用電線・ケーブル (0103)
2	電動工具	電動ドライバ及びインパクトレンチ (0502)
3		サンダ (0504)
4		丸のこ (0505)
5	電気溶接機	小型交流アーク溶接機 (0601)
6		交流アーク溶接機 (0602)
7		サブマージドアーク溶接機 (0606)
8		プラズマアーク溶接機 (0608)
9		アーク溶接変圧器電撃防止装置 (0609)
10		溶接ケーブル連結装置 (0610)
11		抵抗溶接機 (0611)
12	音響映像設備	各種放送バンドの受信機、ラジオ (0804)
13		モニタ (0809)
14	自動車及び安全付属部品	自動車用内装品 (1111)
15		自動車用ドアロック及びヒンジ (1112)
16	安全ガラス	鉄道車両用安全ガラス (1303)
17	電気通信端末設備	固定式電話端末および電話機付属装置 (1603)
18		グループ電話 (1605)

記事原文はこちら（言語: 中国語）

SAMRホームページ <http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201910/W020191017569033236594.docx>

※ 下記は、UL Japanの参考和訳です。原文と内容が相違する場合は原文が優先されます。

付属文書 2：強制性製品認証自己宣言評価方式を適用する品目リスト

番号	製品名称		プロセス A/B	備考
	製品カテゴリー	製品の種類とコード		
1	電動工具	電気ドリル (0501)	自己宣言プロセス A (自己選択試験所での 型式試験+自己宣言)	追加
2		電動グラインダ (0503)		追加
3		電動ハンマ (0506)		追加
4	電気溶接機	直流アーク溶接機 (0603)		
5		TIG アーク溶接機 (0604)		
6		MIG/MAG アーク溶接機 (0605)		
7		プラズマアーク切断機 (0607)		
8	回路スイッチ及び 保護用または接続 用電気器具装置	サーマルリンク (0205)	自己宣言プロセス B (指定試験所での型式 試験+自己宣言)	追加
9		ミニチュアヒューズの管形ヒューズ (0207)		追加
10	低圧電気器具	漏電保護器 (0306)		追加
11		ブレーカ (0307)		追加
12		ヒューズ (0308)		追加
13		低圧スイッチ (隔離器、隔離スイッチ、ヒューズ 組合せ電気器具) (0302)		追加
14		その他の回路保護装置 (0304、0307、		追加
15		リレー (0303)		追加
16		その他のスイッチ (0305)		追加
17		その他の装置 (0304、0305)		追加
18		低圧スイッチプラント (0301)		
19	小電力モータ	小電力モータ (0401)		
20	家庭用及び 類似用途設備	モータ - コンプレッサ (0704)		
21	自動車及び 安全付属部品	自動車用シートベルト (1104)	自己宣言プロセス A (自己選択試験所での 型式試験+自己宣言)	追加
22		自動車用外部照明及び光信号装置 (1109、 1116)		追加
23		自動車用シート及びヘッドレスト (1114)		追加
24		自動車用間接視野装置 (1110、1115)		
25		自動車運行記録装置 (1117)		
26		車体反射標識 (1118)		
27	安全ガラス	自動車用安全ガラス (1301)		追加
	情報技術機器、 音響映像機器	定格電圧が 5VDC 以下、公称定格消費電力が 15W (または 15VA) 未満で、かつ電池充電 機能がない機器 (クラス III 機器)	自己宣言プロセス A (自己選択試験所での 型式試験+自己宣言)	

記事原文はこちら（言語：中国語）

SAMR ホームページ <http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201910/W020191017569033235987.docx>

※ 下記は、UL Japan の参考和訳です。原文と内容が相違する場合は原文が優先されます。

付属文書 3

強制性認証製品適合性自己宣言（様式）

（国内生産者に適用）



自己宣言番号：

（生産者名称）（生産者）は《強制性製品認証自己宣言実施規則》および関連する製品の強制性認証実施規則の要件を認識していることを確認し、この声明に対する完全な法的責任を負います。

（生産者名称）（生産者）は、以下の製品が、関連する規格に適合し、《強制性製品認証自己宣言実施規則》および関連する製品の強制認証実施規則に従って試験されていることを宣言します。；この宣言に署名した日から、製造および販売される製品は、以下の規格および実施規則の要求に引き続き適合させます。：この宣言に含まれる技術文書は最低 10 年間保存します。；強制性製品認証マークは正しく使用します。；製品またはその適合性の情報が変更された場合、技術文書を更新し、製品変更情報を送信します。

生産者名称：

生産者住所：

製品名称：

製品シリーズ・モデル・定格：

生産企業名称：

生産企業住所：

適用強制性製品認証規則：

適用規格：

型式試験レポート番号：

コンタクトパーソン：

電話：

Eメール：

法人代表者：（サイン）

宣言日：

宣言場所：

生産者社印：

注：この宣言の信頼性については、全国認証認可情報公共サービスプラットフォーム（cx.cnca.cn）にログインするか、右上隅の QR コードをスキャンして検索できます。

強制性認証製品適合性自己宣言（様式）

（海外生産者の認定代理人に適用）



自己宣言番号：

(生産者名称)（生産者）及び（認定代理人名称）（生産者の認定代理人）は《強制性製品認証自己宣言実施規則》および関連する製品の強制性認証実施規則の要件を認識していることを確認し、この声明に対する完全な法的責任を負います。

(生産者名称)（生産者）及び（認定代理人名称）（生産者の認定代理人）は、以下の製品が、関連する規格に適合し、《強制性製品認証自己宣言実施規則》および関連する製品の強制性認証実施規則に従って試験されていることを宣言します。；この宣言に署名した日から、製造および販売される製品は、以下の規格および実施規則の要求に引き続き適合させます。；この宣言に含まれる技術文書は最低 10 年間保存します。；強制性製品認証マークは正しく使用します。；製品またはその適合性の情報が変更された場合、技術文書を更新し、製品変更情報を送信します。

生産者名称：

生産者住所：

製品名称：

製品シリーズ・モデル・定格：

生産企業名称：

生産企業住所：

適用強制性製品認証規則：

適用規格：

型式試験レポート番号：

生産者情報

名称：

住所：

コンタクトパーソン：

電話：

Eメール：

宣言日：

宣言場所：

法人代表：（サイン）

社印：

認定代理人情報

名称：

住所：

コンタクトパーソン：

電話：

Eメール：

宣言日：

宣言場所：

法人代表：（サイン）

社印：

注：この宣言の信頼性については、全国認証認可情報公共サービスプラットフォーム（cx.cnca.cn）にログインするか、右上隅の QR コードをスキャンして検索できます。

記事原文はこちら（言語: 中国語）

SAMRホームページ <http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/201910/W020191017569033244342.docx>